

令和元年6月17日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K02871

研究課題名(和文) BC級戦犯横浜法廷で下された死刑判決の減刑基準に関する判例分析

研究課題名(英文) Case Analysis on the Judgment Criteria for the Death Sentence in the Yokohama Court Class B and Class C War Crimes Trials

研究代表者

高澤 弘明 (TAKAZAWA, Hiroaki)

日本大学・生産工学部・講師

研究者番号：00459835

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)： 本研究の目的は、1945年から1949年にかけて実施されたBC級戦犯横浜法廷の死刑宣告のうち、その判断及び執行の承認に際して用いられた法理論の分析を試みたものである。今回の調査では、横浜法廷で死刑宣告が出された日本軍関係者の事件のうち、日本国内の捕虜収容所で発生した連合軍側捕虜の死亡事件を中心に、米国公文書館所蔵の資料を用いて死刑宣告の有無とその判断根拠の分析を行った。その結果、横浜法廷とGHQの判断基準は、被告人が捕虜殺害行為に自発的に関与したかが大きく影響していることが判明した。一方でこの判断基準の運用はアメリカ側の冷戦による宥和政策で緩和され、戦争裁判の不信の要因となっている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

対日戦犯裁判は「勝者による敗者への一方的な裁判」とする見方がある。本研究はこのような日本国内でのBC級戦犯横浜法廷がどのような法的手続きに基づいて審理が行われたかを、米国立公文書館、我が国の国立国会図書館などで保管されている横浜法廷の審理資料に基づき分析を試みた。

成果としては横浜法廷の審理においては被告人の弁護人が選任権が保障されていたことや、法廷で下された決定(一般的な裁判の「判決」)に対して、法務官による再チェックが行われていたなど、被告側には不当拘束や証言に対する反対尋問権の軽視という深刻な問題もあるが、一定のRule of Law原則が適用されていることが確認された。

研究成果の概要(英文)： The purpose of this study was to provide a legal analysis of judgement criteria of death sentences given in Yokohama Court Class B and Class C War Crimes Trials, opened between 1945 and 1949. In this research, I investigated on the records of NARA the cases of Japanese military officials who were involved in death cases of POW in Japan and were sentenced to death in Yokohama Court. Especially, the judgement basis was analyzed. As a result, it was found that the judgment criteria of the death sentence of the military committee (judge) of the Yokohama Court as well as that of the GHQ's approval of the execution were strongly affected by the fact whether the accused was voluntarily involved in the POW killings or not. However, the operation of this criterion was eased in the second half of the Yokohama Court. And the number of death sentences decreased, and many of the death penalty were reduced. This seems to be the influence of the American appeasement policy by the Cold War.

研究分野：憲法学

キーワード：戦争裁判 BC級戦犯 横浜法廷 軍事法廷

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究の目的は BC 級戦犯横浜法廷（以下、「横浜法廷」と称す）の手続法規や刑罰内容を法学的手法を用いて分析することにある。この横浜法廷とは 1945 年 12 月から 1949 年 10 月にかけて行われた対日戦争裁判で、審理件数が 331 件、被告人として起訴された者が 1,029 名に及んでおり、その起訴内容としては日本国内で発生した捕虜虐待行為に関するものがほとんどであった。

この横浜法廷は、東条英機元首相ら戦争指導者が裁かれた東京裁判と比べると、その知名度や先行研究の層の厚さは、現在、十分な状況にあるとはいえない。しかしながらこの横浜法廷を研究対象とする場合、その資料はかなり充実したものとなっている。例えば、横浜法廷の宣告文（一般の裁判でいう判決文）や検察側・弁護側資料といった公文書類は、現在、アメリカ国立公文書館（National Archives and Records Administration：以下、NARA とする）に保管されているが、1978 年よりわが国の国立国会図書館が現地で複写作業を行っており、その多くが同図書館の憲政資料室で閲覧することができる。また法務省の方でも 1950 年代後半に横浜法廷を含む BC 級戦犯関係者から資料提供を求めており、その収集資料が 1999 年に国立公文書館に移管され、順次公開されている。またこの他にも元被告人らの手記などを初めに、花山信勝氏や田嶋隆純氏ら巣鴨拘置所関係者の著述、あるいは上坂冬子氏や岩川隆氏らに代表されるようなルポタージュ類も多数発表されており、法廷関係者のほとんどが物故されている現在、当時を知る貴重な資料となっている。

ところでこのような被告人らの貴重な手記のなかで、非常に興味深いのが横浜法廷に対する被告人らの評価が概して低いことである。その背景としては、被告人らの逮捕・起訴が元捕虜らの粗略な証言に基づいて行われたことや、その起訴理由とされた虐待行為が上官の命令によるやむにやまれぬもの、あるいは旧日本軍で常態化していた私的制裁（いわゆる「ビンタ」）までも責任追及されたため、その不満感が横浜法廷に対する低評価につながったかと思われる（もちろん九州帝国大学で行われた生体実験など、恣意的な捕虜虐待行為もあったことは看過してはならない）。また横浜法廷での審理方法についても不満を述べる者も多く、そもそも厳罰に処されるべき者が起訴を免れたり、あるいは法廷での証拠資料の扱い方に関して、検察側証書が一方的に採用されるのに対し、弁護側の主張はまったく取り上げられなかったことなど、このような法廷の在り方が横浜法廷を「勝者による一方的な裁判」として評される要因となっている（国立公文書館には元被告人や弁護人の聞き取り調査資料が残されており、横浜法廷を初めとする対日戦犯裁判の不满については、次の資料を参考にした。国立公文書館請求番号：平 11 法務 06528100～平 11 法務 06605100）では、横浜法廷が「勝者による一方的な裁判」であったかという点、必ずしもそうとはいえない点もある。例えば横浜法廷では被告人の弁護人選任権が保障されており、形式的には被告人の権利保障はされていた。また選任されたアメリカ人弁護人の法廷活動に対して、好感を抱く被告人も少なくはない（例えば、国立公文書館所蔵『盛岡、八戸、札幌、弘前地方出張調査報告書 No.11(昭 32.10.21～26)・昭和 32 年度』請求番号：平 11 法務 06538100、46 頁ほか）。戦時下とはいえ、大戦中の旧日本軍の軍法会議や軍律会議と比較した場合に、横浜法廷を「勝者による一方的な裁判」とみることが果たして妥当なのであろうか。そのような疑問や横浜法廷の評価の妥当性を検証するのが本研究の開始当初の背景である。

そこで本研究では同法廷に関する審理件数や有罪率といった客観的データを必要とするが、そのようなデータの資料収集及び分析を試みたのが茶園義男氏である。茶園氏の研究は 1970 年代より行われ、今なお茶園氏の資料研究の成果はこの分野の基礎となっている。また横浜法廷で審理された事件は、日本国内に設置された捕虜収容所に関するものがほとんどなので、この捕虜収容所研究に関しては内海愛子氏や笹本妙子氏らの長年にわたる元収容者への聞き取り調査や、国内外の関連資料の分析成果を本研究に利用した。さらには NARA の資料を駆使した戸谷由麻氏の近年の研究も大いに参考となった。また横浜法廷の法学的分析は、上述した通り、戦争指導者を裁いた東京裁判と比較すると先行研究の蓄積は十分とはいえない。横浜法廷がどのような組織の下に運営され（例えば一般の法廷の裁判官にあたる軍事委員の選任方法など）、そしてどのような法理論に基づいて事件を審理したのか、このような横浜法廷の実務面の研究はあまり進んでおらず、管見の限り 2004 年に旧横浜弁護士会（現神奈川弁護士会）が公刊した『法廷の星条旗・BC 級戦犯横浜法廷の記録』や、2015 年の清永聡氏の『戦犯を救え』などで知ることができる程度である。本研究の『BC 級戦犯横浜法廷で下された死刑判決の減刑基準に関する判例分析』は、同法廷の最高刑である死刑宣告がどのようにして下され、そして如何なる手続きを踏んで執行されていったのか、現在、日米の公文書館に残されている横浜法廷の一次資料の調査・分析を通してその全容把握を試みるものである。

2. 研究の目的

本研究の目的としては、横浜法廷の審理の進め方といった法的制度の分析と、死刑宣告を行う際の判断基準の解明である。上述の通り横浜法廷の場合、東京裁判と比べてこのような法的分析の研究は格段に落ちるものがある。法廷での審理がどのような手続きに基づいて進められ、そしてどのような審査を経て死刑執行が行われたのか、その解明が本研究の第 1 の目的である。特に同法廷の最高刑である死刑宣告については、同法廷のマニュアルには死刑の判断基準を示す具体的な法的条文はなく、あくまでも審理を行う軍事委員会（通常の裁判所における裁判官）の判断に基づいて決定される。そのため死刑宣告の決定理由は、軍事委員会がどのような判断を行

ったかが重要となるが、法廷で示される軍事委員会の死刑宣告文は、形式上起訴内容の有罪・無罪を確認した後、単に“to be hanged by the neck until dead”と述べるだけで、死刑判断に至った理由は全く記されていない。あとは刑の宣告前に、非公開で行われた軍事委員らの評議内容が重要となるが、非公開評議という性質上、話し合いの記録が残されている可能性は極めて低く、横浜法廷で下された死刑決定の理由を知ることはほぼ不可能かと思われる。

そこで重要となる資料が米陸軍第8軍の法務部が作成した再審(REVIEW)資料である(図1)。手続き上、横浜法廷で被告人に対して刑の宣告を行った後、それに対する第8軍法務部による書面審査があり、この審査が一般的な裁判の再審にあたる。この再審の際に法務官が書面審査の結果をまとめたものがREVIEW資料であり、本研究はそこに記された法務官の意見陳述を通して、当時の米軍がどのような姿勢で横浜法廷に臨んだかを調査し、横浜法廷の死刑決定の判断基準を解明しようとするものである。そしてもう1つの目的が、本報告者がかつて入手した横浜法廷の弁護人を務められた柴田次郎氏の資料の分析である。柴田氏の資料には横浜法廷224号事件(法務省資料番号168号事件)の被告人の自筆供述書や、同事件の弁護資料(メモ)が含まれている(図2)。この事件は福岡地区にあった捕虜収容所関係者4名が脱走捕虜を恣意的に銃殺したとして起訴され、1947年9月10日に4名全員に死刑宣告が下されたものの、後の第8軍法務官の再審で、上官の指示で銃殺を行った1名のみが終身刑に減刑された事件である。実はこの1名(以下「A」とする。)の減刑の経緯については、Aが出所した後、法務省がAに対して聞き取り調査を行っており、その際にまとめられたAの証言資料や、あるいはAへの取材に基づいて出版された224号事件関連のルポタージュを読む限り(林えいだい『銃殺命令』(朝日新聞社・1986年))、本人ですらなぜ自身1人だけが死刑から終身刑に減刑されたかの正確な理由を把握しておらず、法務省が作成した証言資料や関連するルポタージュではAの減刑理由について推測で論じられてきている。このように横浜法廷の審理手続きや刑罰の判断基準について不透明な箇所があり、この点を当時の資料から調査して、横浜法廷の実態を法的に分析しようとするのが本研究の目的である。

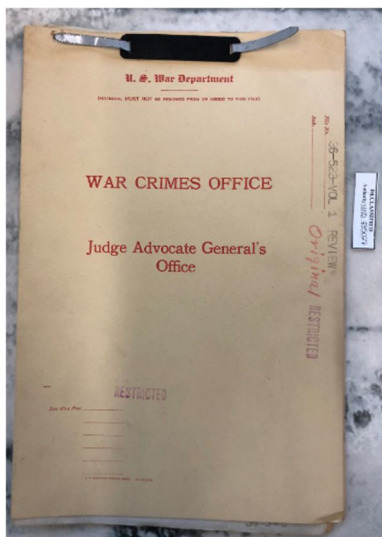


図1 横浜法廷224号事件再審(REVIEW)資料

米公文書館所蔵(請求番号: Case Files JAG War Crimes / RG 157 / ENTRY NUMBER (A1)143 / BOX 1056) 報告者撮影

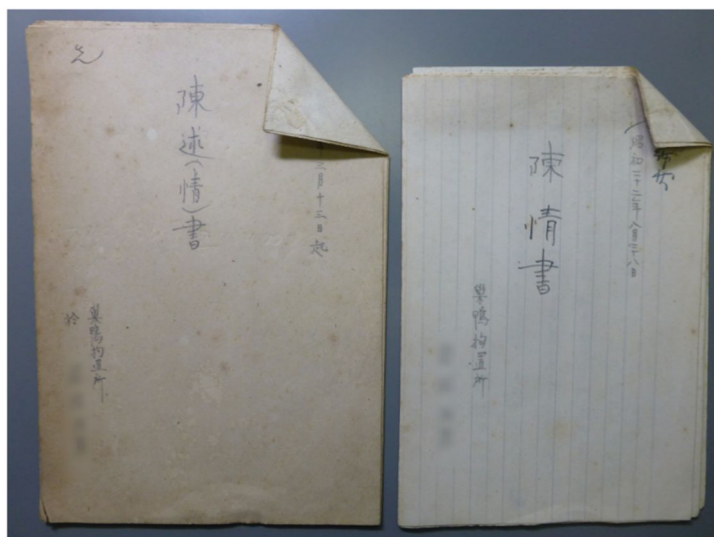


図2 柴田次郎弁護士資料

高澤弘明所蔵

本資料の表紙には被告人の氏名が記されているが、プライバシー保護により画像修正を加えた。

3. 研究の方法

研究方法は横浜法廷の資料収集とその分析である。特に横浜法廷で審理された各事件の起訴状、起訴・弁護資料、法廷での速記録が重要で、現在、これらの資料は 米国立公文書館(NARAとする)、わが国の国立公文書館、同じく国立国会図書館、同外務省史料館に保存されており、これらへのアクセスを試みた。なお横浜法廷はGHQ及び米陸軍第8軍の管轄下で行われたため、主要な資料はアメリカ側で保存されている。そのためNARAへの調査が必要となるが、国立国会図書館では1978年からNARA所蔵の日本占領関連資料の複写作業を行っており(現在2019年3月時点でも継続中)、その複写物が同図書館の憲政資料室で閲覧することができ、そこでの資料調査を試みた。ただし上述の通り、同図書館のNARAでの複写作業は40年以上続けられているが、NARAのアーキビストであるEric Van Slander氏によればまだ多くの未複写資料があるとのことであった。そこで本報告者は本研究申請の採択後、平成26年度から平成30年度の間、1年に1回の割合で4回にわたりNARAに出張し、デジタルカメラによる所蔵資料の複写作業及び、そのデータ分析を行った(各調査期間は平均10日前後)。その作業は現在も進行中である。また横浜法廷の資料に関しては、当時、日本の終戦連絡事務局や同横浜事務局、あるいは第一復員省法務調査部(以後改組が繰り返されるがその表記は略)で行った法廷速記録

や被告人の弁護資料が法務省からの移管資料として日本の国立公文書館で管理・公開がされており、その資料を中心に調査研究を行った。

4. 研究成果

(1) 死刑宣告の判断基準及びその後の手続

研究成果としては、まず横浜法廷の各事件の再審 (REVIEW) 資料を分析すると、緻密な分析を加えていたことが判明した。例えば上記の横浜法廷 224 号事件の場合、4 名の死刑宣告者に対して、銃殺の実行犯であるはずの 1 名のみが終身刑に減刑されたかは、その再審資料によると「被告人は強制されて行ったのであって、被告人には独自の「人道的選択権 (moral choice)」がなかったと考えなければならない。被告人は、カテゴリー上は、銃殺の執行隊において招集された兵士であると考えなければならない」とあって、被告人の当時の立場や犯行状況を分析した上で、「人道的選択権 (moral choice)」という犯行行為における自発性が重視されていたことが判明した。この判断基準は他の同様事件の REVIEW でも散見され、現在、その分析作業を進め論文投稿を予定している。

(2) 減刑嘆願書の提出と再審の影響

上記 224 号事件の減刑された被告人に関して、NARA には興味深い資料が残されていた。それはこの被告人に対する膨大な嘆願書であり、被告人の本籍地である地方団体の首長・議会関係者を筆頭に約 25,000 名もの減刑を求める署名が GHQ に提出されていたのである (図 3)。この 224 号事件に限らず、他の事件の被告人に対しても関係者からの嘆願書が提出されているが (なお、嘆願書が残されていない被告人のケースもあったが、これは嘆願書が提出されなかったというよりは、散逸した可能性があるようである) この署名数は管見の限り他の被告人の追隨を許さない量であった。

ただし法務部の再審の際に署名数の多寡は、それほど影響はなかったようである。再審に影響を及ぼす減刑願書は、法廷の決定を覆すような新たな事実関係が盛り込まれていた場合であり、その代表的な事例が『私は貝になりたい』の原作者である加藤哲太郎氏のケースである。加藤氏の場合、近親者が収集した新たな証言によって死刑決定が破棄され、審理のやり直しが行われているが、どのような資料が近親者によって提出されたかは、現在調査中である (なお、提出資料の詳細は加藤哲太郎『私は貝になりたい』(春秋社・2018 年) 4 頁以下に記されている)。25,000 名もの署名を集めた 224 号事件の被告人の場合、法務部は「減刑嘆願書は主に、被告人らの性格を賞賛するものである。多くの署名者たちは、被告人らのことを知っているということさえも示していない」と、その嘆願書の内容にべもない。

このように横浜法廷の審理手続きには、被告人にとっては逮捕基準や起訴内容、そして法廷での検察側証書の一方的採用など、確かに審理の公平性が疑われる事例も多々見られるが、その一方で再審時の資料を見る限り、米軍側の書面審査は一定の法的審査基準に基づいて行われていたことが分かる。そしてその書面審査の際には、上記嘆願書にみられる通り、日本型の“情”的な配慮はなく、あくまでも客観的データを重視していたことが指摘できよう。ただしこの横浜法廷における量刑や、その後の再審時における減刑率は、同法廷の開廷期間のうち前半部にあたる 1945 年から 1947 年までと、後半期の 1948 年以降とを比べると上昇傾向にあり、明らかに審査基準が緩和している。加藤哲太郎氏の場合も 1948 年 12 月の死刑宣告に対する再審・減刑であり、もし横浜法廷の前半期に審理されて死刑宣告を受けていたならば、他の類似事件と比較してもそのまま執行されていた可能性が強い。このような量刑の緩和的傾向は、冷戦対立の激化に基づくアメリカ側の戦犯政策の転換によるものであり、このことが戦犯裁判に対する不信の要因となっていることは間違いない。ともあれ本研究は予想を超える資料の膨大さと、まだ日本では入手できないアメリカ側の資料が多数存在しており、その入手・整理を迅速に進め、死刑宣告の再審手続きで執行と減刑の分水嶺となった『人道的選択権 (moral choice)』の分析を他の類似事件との比較検討をしながら精査を行う予定である。



図 3 横浜法廷 224 号事件関係者の嘆願書

米公文書館所蔵 (請求番号: Case Files JAG War Crimes / RG 157 / ENTRY NUMBER (A1)143 / BOX 1054)

NARA には当該被告人のこのような嘆願書綴りがこの他にも 4 つ保管されている。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 1 件)

高澤弘明、BC 級戦犯横浜法廷における日本人弁護人の費用負担問題について、日本情報ディレクトリ学会誌、査読有、15 号、2017 年、114-123

〔学会発表〕(計2件)

高澤弘明、アメリカ国立公文書館所蔵の陸軍通信部隊撮影写真について、第50回(平成29年度)日本大学生産工学部学術講演会、2017年

高澤弘明、BC級戦犯横浜法廷における日本人弁護人制度について、第49回(平成28年度)日本大学生産工学部学術講演会、2016年

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者 なし

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：長尾 龍一

ローマ字氏名：(NAGAO, ryuichi)

研究協力者氏名：柳原 緑

ローマ字氏名：(YNAGIHARA, midori)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。